

り、多分今の小学校のように、小学校って部活もないし、帰ればあと自由と、土日も自由と、そういう形にもしかしたらなるのかなと思いますけれども、これはあくまでも個人の意見で、その感覚だけ持っているということで、それを一層進めたいとは思っておりません。やっぱり学校のよさってすごくあるので、そこはなくしたくないという思いと、ちょっと今せめぎ合いのところでもあります。お答えになりませんが。

○浅野敏明議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 ただいまのお話ですと、教育長的には部活はずっと残していきたいという考えがあるようですが、例えば学校教育の中で部活動の位置づけというのは、学校教育の一コマに私は今現在なってると思うんですね。それがだんだんだんだん薄れてきて、最悪の場合は、生徒が部活に入るかどうかは自由になるんでないかと危惧されるようなお話です。

そうなれば、小学校と全く同じで、部活続ける子は放課後、学校に残ってスポーツとか文化面での活動にいそしむわけですが、何にも入らない子供は帰宅部っていいですか、帰ってもいいという、こういう姿になるのかなと思います。最悪の場合ですよ、そんなイメージでよろしいんですかね。教育長、お願いします。

○浅野敏明議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 学習指導要領には、部活動はあくまでも子供たちの自主的な判断の下に行く活動とあるんです。ですから、本来であれば任意入部制というのは特別なものじゃなくて、主体的なものを尊重するとすれば、これは入っても入らなくてもいいもので教育課程では位置づけているんですが、そこをずっと営々と引き継いできた学校文化の中では、そうではなくて部活動でみんな鍛えたい、みんな育てて喜びも分かち合いたいというので出てきたものなので、そことの乖離もあることは事実なのです。

そうやってもう任意の入部になったときに、

例えば指導要録にどんなふうを書くんだべとか、じゃあ部活に入っていない子はどういう評価するんだとか、何かいろんなところが出てくるんですよね。なので、全く本当答えになってないんですけども、それらのことも恐らく整理していく必要もあるし、国のほうで今度この学習指導要領の中に部活動を位置づけるかどうかという、これについては数年前に文科省の幹部の方が、恐らくなくなるのかなということをちらっと言葉にしたことがあるので、文科省についても一つの課題で持ってることは確かです。

それらの推移も見ながら、何よりも何か子供がやりがいがあるって学校に来て、やりがいがあるって地域のスポーツに行ったりという、そういう子供たち育てるといって、そこをまず大事にして、泥くさくですけど頑張っていくしかないなと思っております。

○浅野敏明議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 本当にガイドラインがあまり方向性が具体的に示されてない中、教育委員会としても大変ご苦労されるかと思いますが、まず、混乱が生じている中で、あるいは今後ともそういうことがあろうかと思いますが、何とかうまく進めるように、大役かと思いますが、教育長には先頭に立ってその辺話を整理してうまくまとめて持っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

### 梅津善之議員の質問

○浅野敏明議長 次に、14番、議席番号12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 今定例会、最後の一般質問になりました。そして、私、今期としても最後の一般質問になります。

振り返りますと、12年前、東日本大震災から、自身が議員として活動させていただいたことを深く振り返るような時間を持ったところでございます。平成26年や平成27年の豪雨災害、そして3年間、足かけ4年にもなる新型コロナウイルス感染症対策としての経済の停滞、そして昨年8月には豪雨災害で水路、農道、様々な自然災害で苦勞して現在も復旧中であるという中、世界に目を向ければロシアによるウクライナの侵略の戦争、そしてトルコ、シリアでの地震災害など、5万人を超える死者が出ている状況です。何が起きるか分からない時代に、地域の自治体として前を向いて取り組んでいきたいものだと思っております。

さらには、昨日の長井線や米坂線のこれからのことや空き家対策、森林環境の問題など、重い課題が山積みしているものと自身も感じたところであります。

本日は、農業関係で令和5年度経営所得安定対策と米政策についてと、再生可能エネルギーとレインボープランについてということで、2つについての質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

まずは、食料・農業・農村基本法、令和2年3月に閣議決定され、現状も、今新たな法整備に向けた検討がされている最中ではありますが、基本のポイントとして農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き促進しながらと、中小の家族経営や多様な形態の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ、農林水産物の食品輸出を令和12年度までに5兆円とする目標を設定。さらには、関係省庁との連携をし、農業振興政策を総動員した地域政策の総合化、食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意形成、これからの取組の効果が高まるようにという基本的計画のポイントが定められております。

その中で、消費者や従事者のニーズを多様化、高度化する対応を進めつつ、関係者への連携、

協働による新たな価値の創造を推進しますと、政府一体となった輸出の促進や日本食文化の海外普及や食品産業の海外展開等の取組を推進し、農林水産物の食品の輸出を令和12年、2030年までに5兆円とすることを目標とする。こういう大きな目標を掲げながら食料・農業・農村基本法が制定されております。

こうした中、今回、新たに令和5年度、経営所得安定対策と米政策ということで、国から示された中身について一つ一つ農林課長にお伺いをしていきたいと思っております。

まずは、今年度、経営所得安定対策と米政策のような大きな転換点について、農林課長にお伺いします。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 お答えいたします。

初めに、議員も一部触れられておりましたけれども、農林水産省の示しました、令和5年度に向けました、令和5年産に向けました水田農業の4つの取組方針を説明させていただきたいと思っております。1つ目に、作付転換の検討を早い時期から開始できるようにすること、2つ目に、麦、大豆、野菜などの定着性や収益性の高い品目、輸出用米など、需要増が見込まれる品目への転換を検討しまして、飼料用米や米粉用米に取り組む場合は、需要に応じた生産に対応するため、多種品種や専用品種で取り組むことを検討すること、3つ目に、転換作物が定着している水田は畑地化することを検討し、水田として利用する場合は連作障がい回避のためにブロックローテーションを行うこと、4つ目に主食用米に後戻りしない作付転換を計画的に進めていくこと、以上4つの方針の下で、令和4年産の課題を踏まえて産地ごとの需要に応じた生産の実現を目指すというものが示されております。

この方針の下で、令和5年度経営安定対策と米政策における主な転換点、変更点につきまして申し上げます。1つ目に、飼料用米の多種品

種による作付転換を推進するために、令和6年産から令和8年産にかけまして一般品種への支援水準を段階的に引き下げる、2つ目に、新市場開拓に向けた現在の水田リノベーション事業を見直しまして、市場開拓用米、加工用米に米粉用米も加えまして、別の枠組みの米新市場開拓等促進事業としまして同様の支援を行うこと、畑作物に対する支援につきましては、後継的な畑作物産地形成促進事業で同様の支援を行う、3つ目に、交付対象水田の整理といたしまして、5年の間に水張りを行うルールを具体化する、4つ目に、田を畑地化して畑作物の本作化を進め、需要に応じた生産を促進するため、畑地化促進事業で支援するというものでございます。

これらによりまして、飼料用米の主食用米への転換をなくし、実需者との結びつきの下で米粉用米などの生産の拡大を図る、また、転換作物が固定化している水田は畑地化を促しながら畑作物の本作化を進めるとされております。

このような方針と対策により、5年から10年後のどのような水田の利用を目指すのか、中長期的な将来像を産地に求めたものでございまして、非常に難しい検討や工夫が必要になってきていると感じているところでございます。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 大きく水田の考え方が変わろうとしている、ある意味チャンスであるということは否めないところもあるかと思われまます。ただ、現状の水田を畑地化するには、困難なところも結構あると考えておりますし、(2)にあります、水田活用の直接支払交付金、5年の水張りの要件ということ、ただいまも説明ございましたが、このところを農林課長からお伺いしたいと思ひます。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 具体的に申し上げます。水田活用の直接支払交付金は、水田機能を有する農地において食用米から他作物への作付転換

を支援するために措置されているものでありまして、畦畔などの湛水設備を有しない農地や所要の用水を供給する設備のない農地につきましては交付対象水田から除外するという現行ルールを再決定した上で、畑作物の生産が固定化している農地は畑作化を促す。一方、水田機能を有しつつ、麦、大豆等の転換作物を連続して生産する農地については、収量の低下の連作障がいが発生するために、水稲や転換作物とのブロックローテーションを促す観点から、5年間に一度も水張りを行わない場合には交付対象としないというものでございます。

水田活用の直接支払交付金の交付対象であるためには、令和4年度から令和8年度の5年間に水張りを行う必要がございまして、その確認方法は水稲作付により確認することが基本とされております。ただし、湛水管理を1カ月以上行い、かつ連作障がいによる収量低下が発生しないことが確認されれば、水張りを行ったものとみなされております。しかしながら、国からは詳しい内容がまだ示されていない状況でございます。

また、災害復旧や基盤整備に関連する事業により5年間一度も水張りが行われない場合は、引き続き交付対象水田とするものとされております。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 昨年度9月定例会にも、この5年水張り要件の話をさせていただきました。地域の担い手であったり、生産組織であったりという方々が、転作地を有効に使おうとして、1年間の受委託契約をして大豆、その他の作物に取り組んでいる組織、個人が多いと思ひます。1年間契約してお借りしているところを、今ブロックローテーションなり、できるところももちろんあると思ひますが、もうそうできないところもあります。そういうことを考えると、この水張り要件、さらには本来田んぼであると

ころに畑作物を植えて栽培する努力というのは、明渠を掘ったり、さらには暗渠なり弾丸暗渠をしたりと様々な努力をしながら耕作している現状を踏まえ、非常に納得のいかない制度であるなど前々から思っていたことが、現実こういうふうに交付されてくると本当に危機的な状況であると私は思っております。

本当に危惧されますし、今後どうしていったらいいかというのは生産者も悩めることだと思いますし、非常に理不尽というかね、考えさせられる制度だなと思っております。

次に、米の新市場開拓促進事業というのをちょっと具体的に説明していただきたいと思います。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 お答えいたします。

国内外の新たな米需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化しまして、需要に応じた生産を行う産地の育成や強化が必要とされております。そして、需要拡大が期待される米粉用米などの生産拡大が必要とされております。

水田農業を、新たな需要拡大が期待されます新市場開拓用米や加工用米、パンや麺専用品種の米粉用米を生産する農家へと転換しまして、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援するのがコメ新市場開拓等促進事業でございます。

この事業を進めるためには、産地と実需者が連携し、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出、拡大に係る取組内容、目標等を盛り込みました産地・実需協働プランを策定する必要がございます、地域農業再生協議会で策定することとなっております。

実需者ニーズに応じた価格、品質等に対応するため、農業者が低コスト生産等の取組を行う場合には、取り組む面積に応じて支援するものでございまして、新市場開拓用米の場合は10ア

ール当たり4万円、加工用米については3万円、パン、麺用の専用品種の米粉用米は9万円となっております。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 この事業も非常に不可解なというか、片方で転作を奨励しておきながら、片方で新市場の開拓事業をするということ、そこにも補助金を出す。本気こで、例えば米粉であったり、麺用の専用品種、実需者とつながり合いながら検討される生産者が実在するとすれば本当にいいことなのかもしれませんけども、なかなかこれも理解できない一つの方策であると思っておりますし、次の(4)の畑地化促進事業の説明をいただけますか。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 お答えいたします。

畑地利用への円滑な移行を促しまして、畑作物の需要に応じた生産を促進するために、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して支援が必要とされております。

生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間で調整や畑地化に伴う土地改良区の地区除外決済金等の費用負担等に要する経費を支援するのが畑地化促進事業でございます。

これには3つの細かい事業がございまして、1つ目に畑地化支援、2つ目に定着促進支援、3つ目に産地づくり体制構築等支援がございません。

畑地化支援につきましては、これまでの水田活用の直接支払交付金の中にありました水田農業高収益化推進助成からの後継支援でございます、令和4年度補正において措置されました畑地化促進事業と併せて畑作物の本作化を推進するものでございます。水田を畑地化して高収益作物を生産する場合には、10アール当たり17万5,000円、そのほかの畑作物を生産する場合

には14万円を支援するというものでございます。

定着促進支援につきましては、水田を畑地化して高収益作物や畑作物の定着等に取り組む農業者を、令和5年度から5年間継続的に支援するというものでございます。10アール当たり2万円を5年間、または10アール当たり10万円を一括して支援を受ける方法がございまして、5年間の作付が条件となります。初年度に先ほどお話をさせていただきました畑地化支援と併せて取り組む必要がございます。

産地づくり体制構築等支援、これにつきましては、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援するというものでございます。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 今回の畑地化推進事業ですが、いかにもすばらしい予算を準備して畑地化をしましょうということになっているようですが、この単年度で17万5,000円、高収益作物以外は14万円を頂くと、その水田には今後、5年後ですよね、田としての産地交付金、そういうことの対象外になるということで間違いないでしょうか。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 畑地化の取組につきましては、交付対象水田から除外する取組を指すと示されております。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 本気こでね、本当に例えばハウスを立ててトマトを作ったりキュウリを作ったりとか、畑作物に一生懸命取り組む、例えばサクランボ植えても、啓翁桜でも何でもこれはいいんですよね。必死になって取り組んでいく農家には非常にありがたいというか、いい事業であるという一つの考え方と、最初から申し上げてますように、単年ごと転作地を大豆とか受委託をしている生産者、生産組織にとっては、その後の対応が全く不透明になってしま

います。これは持続可能かと言われると、本当に将来が不安になる政策だと思っておりますし、現在まで、もはや募集の状況なんかは分かっていると申しますが、その辺の状況も含めて畑地化促進事業の今現在、長井市内での取組状況など分かっていたら教えていただきたいと思っております。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 お答えいたします。

畑地化促進事業につきましては、令和4年12月14日に国の2次補正予算説明の中で示された事業でございまして、事業の全体像や詳細が見えない中で、令和5年度の畑地化促進事業の要望を2月22日まで提出するように1月に山形県農業再生協議会から示されたという状況でございました。

本市では、令和4年度経営所得安定対策等申請書を、水稲作付者のいずれかの条件を満たしました対象者と見込まれる農業者640名に対しまして要望調査を実施いたしまして、集約を行ったという経緯でございます。

畑地化支援の事業につきましては、令和4年度にもあった事業ではございますけれども、取り組む農業者がいなかったことから広く周知されておらず、また、十分に検討する時間がないまま県より要望集約が求められていることから、個別に説明する機会を兼ねまして2月8日から10日の3日間を申請書受付期間としながら、個別に相談を受ける窓口を設置させていただいたというような状況でございました。

現在の集約した面積と金額といたしましては、高収益作物支援につきましては2032.8アールで3,557万4,000円、畑作物支援は1万4,684.6アールで2億558万4,400円となっているところでございます。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 市内ではもう確定して、申請が出されててということの今の考えでしょ

うか。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 あくまでも期間のない中での集約でありまして、実際、地権者のほうからの同意を受けているかとかについては、まずはない状態での集約ということになっております。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 ちょっと数字を聞いてびっくりしたところでした。どんな作物でどういうふうに、個々の生産者の考え方もありますし、既にハウス栽培であるとか、啓翁桜を植えていらっしゃるとか、様々な状況はあると思いますけども、相当な面積だなと思っております。

例えばその中で、牧草地であったり、あとは大豆とかの品目なんかの集約なんかはしてらっしゃいますか。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 これもまだあらあんな数字ではございますけども、大豆につきましては986アール、飼料作物については1万1,203アールということで現在集約しているところでございます。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 いや、びっくりでした。何というかな、積極的に関わっていく農家がいるんだなということを、ちょっと考えたところです。

5年くりというのも私は一つ納得いかないところがあって、例えば生産組織でやって、みんなで何とかクリアしていくんだなんていう大きな組織も市内には相当あるわけです。そういうことであれば問題はないと思いますけども、個人の農家で明日倒れるかも分かんないとか、もうやめたいんだけどなんて言われる前に、頂くものは頂いてやめようかななんていうことがあるかどうかは全く分かりません、私も。ただ、

現状そういうことも危惧されることの一つであると思いますし、心配されるのは1年頂いて、その後どうにもなくなって、耕作放棄地であるとか、どうにも手をつけられなくなるような農地が出てくるのをすごく心配しているわけです。特に1年ごと受委託をしている生産組織や団体にとっては、非常に考えさせられる制度であると思っております。

農業委員会の会長にお伺いしたいと思います。畑地化促進事業に取り組んだ、これから取り組もうとしている面積がこのようにたくさんあるという、今初めて私もお聞きしましたが、質問には令和9年度以降と書いておりますが、実は来年度かもしれない、その次の年かもしれないですね。実質その人が具合悪くなって倒れたら、あとその田んぼはどうするんですかみたいな話も当然出てくるわけで、その辺の含みで農業委員会の会長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○浅野敏明議長 寒河江 忠農業委員会会長。

○寒河江 忠農業委員会会長 取り組んだ場合の想定されるその後の状況はという質問であります。

結論だけ申し上げますと、耕作されない、されなくなる農地も出てくると私は想定しています。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 日々、耕作放棄地対策とか、様々な農業委員会の中でも努力されて、地域の農地を守りましょうということでやってると私は思ってますし、そういった面から見ると、農業委員会としてはこれは非常に危惧されるのではないかなと思いますが、その辺の考え方は農業委員会の会長はいかがですか。

○浅野敏明議長 寒河江 忠農業委員会会長。

○寒河江 忠農業委員会会長 皆さんご承知のように、人・農地プラン、これは令和5年度から名称を改めて地域計画となりますけれども、これを作成しなさいと命題をいただいております。

そうした中で、この政策は、いろいろメリットとする人もいるかもしれませんが、集積・集約であったり、耕作放棄地等も出さないで余すところなくやっぱり農地を有効活用していくという点で考えると、ちょっと足かせになるような部分もあると考えてます。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 本当にそうだと思います。そうならないことを願っておりますけども、私自身の話をさせていただければ、別に土地改良できちっとした田んぼでなくても、八角形とか三日月型とかそういう条件不利地の耕作地も、地域のものだと思えば努力して、何とか耕作をしながら荒らさないように努力をしたいなと思って、日々もちろん政治活動も含めて農業にも従事しているわけです。このような政策をあたかも農業支援のように出されてくるのは、非常に納得がいかなくて、国の政策だからしょうがないねということもありますし、こんなことは議場では大変申し上げにくいんですけども、生産者に持続不可能な手切れ金政策だと言われました。その人にとってはそうかもしれないですが、本気で畑作のほうに取り組む人にとっては決してそうでないんだという話も申し上げましたが、様々な複雑な思いをした制度であると思っております。

市長にお伺いしますが、単年度で17万5,000円なり、14万円の支給を受け、戦略的に畑地化を進めていくことができる生産者にはメリットあるかもしれませんが、5年間の水張りができない水田もしくは畑地化促進事業で申請を受けた水田で、令和9年以降、水田活用の支払交付金の対象となる水田、例えば大豆を1年ごと受委託している受委託組織や、担い手農家で農地を借りて大規模に生産拡大をしている農業者が、単純に大規模に畑地化なんていうことはいかないと私は考えております。特に1年ごとに受委託で大豆の生産に取り組んでいる各組織などは、

受委託作業が困難になる可能性があると考えます。

まずは、受委託をして条件の悪い水田でも補助を選ばず耕作している、大豆として生産環境を整え、暗渠や明渠、排水対策などに苦勞して、条件の悪い、田形の悪い田んぼや屋敷周りであったりね、そういうところも含めて地域の維持、農地の維持に取り組んでいる生産者の思いをすれば、なかなか理解し難い政策だなと思っております。

これまでの政策でも、組織で農地や農地の保全も含めて作業効率や収益の増、品質の向上を努力してきた、本当に一生懸命やってる農家には、畑地化という言葉で、水田としての機能を有しない田畑を畑地化していくということは非常に困難であろうかなと思っております。

私が言いたいのは、こういう政策で一生懸命取り組んできた組織も、崩れていくような政策は全くやめてほしいと思います。

市長にとってはいろいろな立場もあるし、考え方もありますが、この辺をどういうふうに考えているか、お聞きしたいと思います。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答え申し上げます。

梅津善之議員から求められたご質問にきちんと答えられるかということもありますけれども、やはり議員からは市長としての立場ということもあるだろうということなのですが、先週の土曜日、ご存じだと思うんですが、農業の活性化懇談会というのが農業委員をはじめJAさんと、あと担い手育成協議会の皆様の主催でございまして、私も参加させて勉強させていただきました。

私自身は農業してませんので何とも言いにくいんですが、本省からいらした農産局の企画課長さん、政策のつくると真ん中の人で、その方の、本当に切実な苦悩、北海道出身の方だそうなのですが、もう実家のほうには帰れないと、

おまえなんか来るなど、何だおまえはということで、家族も含めて、親戚、一族みんな本当に大変な思いしていると、もう帰れないと言っていました、この畑地化の5年間の施策で。

私も最初、昨年ですね、聞いたときに、何だ、これとは、何で今まで認めてたのを、いきなり5年間たったら、水張りもう一回できないんならね、その跡地化についての補助金はあり得ないということですよ。それをいらしていただいた課長さんが、非常に話しにくそうにおっしゃいました。それで合点がいきました。

これはあんまりご本人もこういう場で言うてほしくはないんでしょうけども、会計検査院の指摘を受けたんだそうです。ちょっと議員の皆さん、どれぐらい会計検査院ということのご理解あるかですが、いわゆる我々でいえば会計監査ですよ。監査委員事務局ですね。結局、内閣から独立した権限を持った会計検査院、ここが全ての補助事業、交付金等々についてずっと全て調査するんですよ。目的、趣旨、合わないところについては指摘をして、それを改善しないと改善命令出せますから、それに引っかかったということですよ、詳しいお話はなさいませんでしたけども。

通常は補助金返還から処分ですよ、担当の。すごく重いです。ですから、我々、最近会計検査で補助金とか公金の返済なんていうことは経験ないんですが、私も昔若いとき農林課の職員として会計検査、何件か自身も立ち会ってますが、震え上がってましたよ、みんな。ここで指摘されたら補助金返還になると。これは行政だけじゃなくて農家も補助金返還しなきゃいけない。そして、その理由から何から全て説明をして納得をしていただかないと大変なことになると。それで引っかかったんだなということが分かりました。なるほど、会計検査院だったら、考えてみたら当然だと。

要は100%、公金、補助金は国税なのですよ。

税金全てつぎ込めると。それに対して、いわゆる畑地化というのはもう永遠と続くのかと、それはどこかでやっぱり期限をつけなきゃいけないでしょと、適切な補助金、税金の使い道じゃないって、こういうふうにもう限定されたわけですよ。

ですから、そこを何とか農水省のほうでは、返還だけは、これは大変なことになるんで避けると。そこでいろいろ、多分、想像ですよ。会計検査院のほうに農水省の皆さんがいろいろ働きかけ、あと政治的な働きかけ、政治的な働きかけというのは、独立したところだからできないんですよ。ですから、そこで納得いく結論というのが、以降は5年以上、畑地化したところについては、水張りしない限りはもう補助金はなしというところで決着がついたんだと判断せざるを得ませんでした。

したがって、農家の皆さんのご苦労分かりますよ。でも、やっぱり私も農家の長男として、昭和30年代、昭和40年代の、日本の戦後ですね。ベビーブームを含めて人口がどんどん増えて、経済も高度経済成長でどんどん経済成長して、とにかく食料が不足しているから水田、田んぼ作れということで、米をもうしきりに国の政策として農家をお願いしてきたわけですよ。農家はそれを受けて、もう畑も田んぼに変えてね。そして、一生懸命米生産してきたと。そうしたところが、今度はもう米が余って、生活様式も変わって、パンとかね、洋食化して、もう米はそんな要らないんだということで、今度は減反ですよ。

私も、これはこういう場所で言うのも恥ずかしいんですけども、私の父親の農業の借金返済、今でもしてますよ。しかも、農協さんもなかなかシビアなもんでね。私が負債を切り替えて受けたときに、金利が高かったんです。絶対低くしてくれない、借換えなんて認めてくれないんですよ。ひどいもんですよ。年間何百万も利息



というときありましたよ。

そんなことを受けて、これって国でずっとやってきたのに、土地改良して、本当これからもっと効率よくいい米作れるぞっていったら、もう減反で何%。1回も作ってない田んぼもありますよ。その土地改良も、野川さんとかですね、ほかのところは割とよかったんでしょうけど、うちのほうは国営だったもんですから非常に負担が重くて、大変でした。1反当たり200万円ぐらい負担したんじゃないでしょうかね、米がどんどん下がっていくときに。

ですから、もう言いたいことはいっぱいある、何やってきたんだと。けども、今日本はこういう社会ですから、やっぱり需要に応じた生産にシフトせざるを得ないですよ。ですから、それまでの猶予期間としてそういう補助金があるんだと、皆さん、分かっていると思うんですけどね。

やっぱり私としては、地域によって農業の格差ってすごくあるわけですよ。本当に長井市なんていうのは一番米が適しているところじゃないですか。水は豊富だし、気候も冬、雪が降るといっては決して稲作には悪いことじゃないですよ。そんなことで反収も非常に高いわけですよ。

でも、一方で、西日本とかはもう全然環境違うわけですよ。このたびいらした課長さんもおっしゃってましたけど、もう西日本では、以前、小関秀一議員からもあったんですけども、もう借地料ゼロだそうですから。逆に作ってもらうために、放置できないからって地権者がお金を払って作ってもらっているというような状況もあると。そういった状況に対して、国が支援するということもあるんだそうですよ、賃料の部分。そういうふうにもう地域によって農業全然違うんですよ。

したがって、私も地方自治体が農政に対して何にも言えないですよ。だって、国の根幹で

すよ、食料政策ですから。ですから、国からすれば、とにかく国民の食料を確保するという。それと同時に、ずっと今までお世話になった農業者に、その事情に応じて転換してほしいと。やっぱりそこをいろんな形でお願いしながら、その誘導しようとしているんですが、今までのしがらみできた人は納得できないと、何だと、ころころ変わってと、ふざけんなどのはもっともだと思んですが、それをどうだって私に言われても文句しか出ないですよ、国に対して。

ただし、我々、地方自治体として、皆さんも議員としてね、そういう農家の声を聞きつつ、やっぱり国にその声を届けて政策に生かしていただくと同時に、ただし、需要に応じた生産体制を整えていくというのは、これは事業者としての努めだと思っておりますので、ちょっと答えにならなくて恐縮なのですが、ぜひ一緒になって、我々も本当に市町村でできることなんて限られてますが、農業者の皆様に寄り添って、一緒になってまずお手伝いをさせていただきながら、言うべきところは国に対してもしっかりと申し上げながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 もちろん市長のおっしゃるとおりだと思いますし、どうにもならないことも重々承知で、でも、誰かが声を上げていかないといつまでも変わらないんだなと思ったので、あえて発言させていただきました。

さっき北海道のお話ありがとうございましたけども、10年前、2014年あたりですかね、バターが足りなくてクラスター事業、大きな畜産農家、頭数増やして牛乳の生産に意欲的に取り組んでくださいなんて大きな声で言われて、一生懸命畜舎を建てたり、最新の設備を導入して、和牛も、乳牛、酪農もそうなのでしょけども、その結果、今牛乳が余って、国の政策で牛を殺すのに

お金を出しているという、本当に現場の生産者から見れば泣いても泣けないような政策なんですよね。それはここ、本当10年ぐらいのところですよ。

現実、米も含みで輸入しているんですね、我が国は。本当に納得いかない。本当に消費者に考えてもらいたいのは我が国の食料、そういうようなことは自給して、地域を支えていくんだということをやっぱり念頭に置いて政策なりなんなりを考えていただきたいものだなと、末端の農家として申し上げておきたいなと思っております。

ぜひそんな思いを、ここから国に届くかどうかは別にしても申し上げてこの質問は終わりたいと思います。今後ともぜひ農業政策に注視していきたいと思っております。

次に、2番目の再生可能エネルギーとレインボープランということで質問をさせていただいております。

早いもので平成9年にレインボープランの事業がスタートしてはや27年ですか、あっという間だったなと思っております。先日の小関議員の質問にもあったと思いますが、これからのレインボープランということ、さらには再生可能エネルギーと併せた新しいレインボープランの状況を一昨年、その前から検討していると思っておりますので、総合政策課長にその状況などを教えていただきたいと思っております。

○浅野敏明議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 お答えします。

レインボープランコンポストセンターは完成から25年以上が経過し、老朽化への対応が喫緊の課題の一つとなっています。

こうした中、令和3年1月に立ち上げられた長井市レインボープラン評価検討委員会による議論の結果、レインボープランについては今後持続可能な開発目標、SDGsを踏まえ、次世代を見据えた取組へと方針転換する必要がある

という趣旨のご提言をいただきました。

また、現在、日本を含む世界各国が温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向け、目標を掲げて取組を行っております。

市ではこうした状況を踏まえ、レインボープランの仕組みを活用したバイオマス発電によるエネルギーの循環という新たな仕組みづくりの検討を始めました。

具体的には、生ごみなどを原料としたバイオマス発電の設備をコンポストセンターに代わる新たな設備として導入することによって、カーボンニュートラルの実現につながる再生可能エネルギー、電気をつくり出し、また、発電の過程で生成される消化液を肥料として農産物に活用することで地域の食の安全につなげるという新しい循環の形を目指すものです。

小関議員の質問に対する市長答弁にもありましたとおり、当初原料として検討していた下水道汚泥や蓄ふんなどは、発電効率が低く、多額の費用を投じて大規模な設備を導入することに費用対効果の面で疑問が生じたことなどから、初めは小規模の設備を想定し、実現の可能性を探りたいと考えています。

現在、回収している生ごみの量は年間約400トン程度ですが、例えばそこに事業所などからの食品残渣を含められるとすればどの程度の原料になるのか、またその原料からどのくらいの発電ができるのか、そして発電の過程で生成が見込まれる液肥がどのように活用できるのかなど、来年度の調査によって検証していく予定です。

その結果、生じる様々な課題については、レインボープラン農産物認証制度にご参加いただいている農家の皆さんをはじめ、レインボープラン推進協議会、その他、関係機関のご意見を伺いながら、地域内の循環とカーボンニュートラルにつながる持続可能な取組について検討を

進めていきたいと考えています。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 もちろん検討中ということではありますけども、地域の循環としてのレインボープラン、市民の方にご協力いただいて生ごみを集めて堆肥にして野菜にしたものを購入いただくという循環の思想はすばらしいものと私も思っておりますし、コストから言えば決してそうでない面も重々あるのも承知しているところではございますけども、昨今のエネルギーの需要であったり、電気代の高騰も含めて、ぜひ循環の農業を生かした、隣の飯豊町さんでは畜産堆肥を使ったものでバイオガス発電をしていらっしゃるし、電気に変えられるような仕組みはつくれないものかなと思っておりません。

今、課長からありました畜産堆肥は効率が悪いと言いつつも、食品残渣や生ごみ、その他、もし可能であれば農家が生産できるいろんなものも含めた中で、将来に向けて検討いただきたいと私は思っているところでございますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答え申し上げます。

端的に言いますと、小関秀一議員のご質問のときにもお答えしましたがけれども、畜産堆肥でいきますと全然数量が足りない。やっぱり飯豊町さんの場合は、一つの畜産会社で大量の堆肥が出ると。それをあまり移動することなくそのまま使えるメリットがあるんですね。

長井市の場合は、圧倒的に量が少ないはずですから、きちんと調査はしてないのでちょっとアバウトな話で恐縮なんですけども、とてもとても発電できる量に達してないと。ですから、それをじゃあ全部どこかに集めてというと、そうするとコストがかかるわけですよ。それと、どういうプラントを造るかということなどもあるものですから、長井市としては、今の段階で

やれる、まずは最初のスモールスタートからしようという考え方です。

もし可能だったら、やはり最初目標だった公共下水道の終末処理の有機物であったりとか、いろんなものを使いたいわけですね。あとは、もちろん農地に還元する堆肥も必要ですが、それ以外の必要でないものもあると、もみ殻なんかもそうでしょうし、そういったものを使いたいと思ってるんですが、それはまず相当大変だということでもありますので、これはいわゆるグリーン人材を派遣いただいて、専門的な見地からいろいろご指導いただいて、なかなか効率悪くて、考え方としてもう少しスモールで最初いくべきだということから、来年度、農林水産省の補助金を使って調査事業、そしてまずは、できれば令和6年度あたりからもうプラントの建設等々、それでそこから発電、そしてそれを私どもとしては、あまりにも量が少ないので140世帯分ぐらいの電気しかつくることできないということなので、それだっただけ施設園芸というか、デジタルとかAIを駆使したもので農産物の園芸、水耕栽培ですね、基本。それで作って、それで地元の市民の皆様に戻していただくという考え方なわけです。

ちょっと簡単に、今、口頭で支離滅裂にお話ししましたので、お答えをしますが、レインボープランのシステムを活用した新たな再生可能エネルギー導入の検討の経緯については、ただいま渡邊課長が答弁したとおりでございます。牛ふんなどは、現時点では発電の材料としての利用が今回のプラントは難しいということから、初めは現在収集している生ごみや事業者からの食品残渣などで発電することを想定し、調査を進める予定でございます。

事業系の食料残渣を含め、原料がどの程度集められるのか、発電量がどの程度なのか、また、発電の過程で生成される液肥がどのように利用できるのかなど、発電の具体的な方法や液肥の

活用については、今後の調査に委ねることになります。

一方、牛ふんや下水道汚泥などについても、発電の原料として今後一切使用しないと決めたわけではございません。発電効率を改善する技術の進展や液肥成分の安定性などの視点から、将来的には生ごみや食料残渣以外の原料についても、発電に必要な資源として活用する可能性はゼロではないと思っています。

エネルギー効率の高い原料が得られればそれだけ発電量も増えるわけですので、今後も調査や情報収集をしっかりと行い、広く市民に還元できるような効果的な循環システムの在り方について研究してまいりたいと考えているところです。

○浅野敏明議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 あらゆる選択肢を、何ていうかな、考えていただいて、前に進めていただきたいものだなと思っています。

ここではちょっとあり得ないことかもしれませんが、鹿児島県の有名な焼酎、霧島、黒霧島とかね、サツマイモから発電を、もともとが焼酎を造っているそもそもがあったからだと思いますし、新潟県の長岡市では、米からエタノールを取ってということを生かすこと、さらには農家にとっては、例えばトウモロコシでも、サトウキビはちょっとつukれない、ジャガイモで、やっぱりつukれることはつukれるんですね。そういう原料として、それが例えば電気になるなんていうことであれば、農家も市民にとってもありがたいものだなと思っていますので、あらゆる選択肢を排除しないでいろんな検討をしていただければありがたいものだなと思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○浅野敏明議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○浅野敏明議長 本日は、これをもって散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 2時57分 散会